

■「大阪府子ども総合計画 後期計画(案)」に係る府民意見等と大阪府の考え方について

<実施概要>

実施期間:令和元年12月27日(金曜日)から令和2年1月27日(月曜日)まで

募集方法:(1)インターネット申請 (2)郵送 (3)ファクシミリ

意見募集対象項目:(1)「大阪府子ども総合計画 後期計画(案)」の概要 (2)「大阪府子ども総合計画」後期事業計画(案)第4章(第二次大阪府子どもの貧困対策計画)の概要  
(3)「大阪府子ども総合計画」後期本体計画(案) (4)「大阪府子ども総合計画」後期事業計画(案)

募集結果:(1)電子申請でのご意見:18件 (2)ファクシミリでのご意見:91件 合計:109件(うち公表不可16件)

<ご意見等の概要と大阪府の考え方> ※いただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で一部要約しております

No	項目	ご意見等の概要	大阪府の考え方
1	保育人材確保	保育士の取り合いにならないよう、広域行政として保育士の確保がすすむような計画にして欲しい。	保育人材の需給数や確保の見込み数については、事業計画第3章に記載しています。府として、今後とも保育人材確保の取組みを進めてまいります。
2	保育人材確保	保育士不足は当計画のアンケート結果にも表れていますが、それに対する具体的な目標・数値目標が示されていません。是非、「大阪府子ども総合計画・後期計画」に目標数値を明記して下さい。	
3	人員配置基準	詰め込みではなく、こどもも保育士も余裕をもって生活・活動を楽しむことができる環境づくりをお願いします。最低基準の見直しをお願いします。	職員配置基準は、国が定める基準を踏まえ、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例」(以下「条例」という。)において規定しています。条例は、あくまでも保育所や認定こども園が遵守すべき最低限の基準を定めるものであり、保育所や幼保連携型認定こども園においては、この基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないと規定しています。
4	人員配置基準	0歳は2:1 1歳 4:1 2歳 5:1 3歳 10:1 4歳・5歳 20:1 で常勤の保育士を配置するよう計画に入れ、休暇や休憩などがしっかりとれ、ゆとりのある保育ができるようにしてください。	
5	人員配置基準	子どもの命を守るため、プール監視や午睡、散歩などの補助員が配置できるような計画にしてほしい。	
6	人員配置基準	保育所の配置基準はひとり8時間を想定しているが、開所時間は11~12時間であり、残りの4時間は配置基準ではカバーできない。大阪府として具体的な現場の状況を把握し、即対策を打つべき。	

7	保育士等処遇改善	広域行政の大阪府として、全体の保育士数が増えるように処遇改善を行う計画を立ててほしい。	<p>保育人材の確保・定着をはじめ、多様化する保育ニーズへの対応や保育内容の一層の充実を図るため、国が定める保育士の処遇改善等とそれに伴う必要な財源措置について、実施主体である市町村が、自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等を提供し、保育内容が一層充実する仕組みになるよう、ご意見の趣旨を踏まえ、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。</p>	
8	保育士等処遇改善	保育士確保ができるよう、処遇改善・休暇保障等、抜本的な改善をしてほしい。		
9	保育士等処遇改善	保育士の離職率を減らし、就職率を増やすためには、処遇の引き上げと社会的地位向上が必須。府として国に働きかけてください。		
10	保育士等処遇改善	保育士の処遇改善をしないと保育士の確保はできないと思う。長く働けるよう休暇の取得、業務量の軽減が必要。		
11	保育士等処遇改善	大阪府として保育士が誇りをもって仕事を続けられる給与を支払えるよう、補助金を出してほしい。		
12	保育士等処遇改善	保育士のなり手がいない問題と働き続けられない問題の両面から労働の実態、休暇取得の状況、正規非正規の数などを分析し、具体的な対策を持つべき。		
13	保育その他	国の土曜日保育への公定価格減額には断固反対してください。		<p>公定価格について、多様化する保育ニーズに対応し、保育内容が一層充実する仕組みになるよう、ご意見の趣旨を踏まえ、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。</p>
14	保育その他	保育所において、給食費が公定価格から外れているが、大阪府として、給食が保育のなかで食育として必要であるという位置づけをするとともに、給食費補助の取り組みを行うべき。食育をすすめるにあたる支援が具体的に何をするのかわからない。		<p>食材料費への対応につきましては、保育の実施主体である市町村において主体的にご判断いただくものと考えております。 本計画において、保育所における食育の取組支援を位置づけており、食育に関する情報提供等を行うなど、成長段階に応じた望ましい食習慣を身につけられるよう、子どもの育ちを支援していきます。</p>
15	保育その他	療育手帳の重度に関わらず、支援は必要な子ども一人につき、1人の保育士確保をしてほしい。		<p>多様化する保育ニーズに対応し、保育内容が一層充実する仕組みになるよう、ご意見の趣旨を踏まえ、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。</p>
16	保育その他	ゆとりをもって、給食、保育ができるよう大阪府の保育基準、調理員、栄養士の配置基準をみなしてほしい。食育のためにも若い栄養士の人材確保を手厚くしてほしい。		
17	保育その他	保育所自園での給食調理は必須だと考える。乳幼児期の体作りが重要なので、食育の重要性を改めて考えて支援事業計画の中心に考えていきたい。		<p>本計画において、保育所をはじめとした児童福祉施設における食育の取組支援を位置づけており、食育に関する情報提供等を行うなど、成長段階に応じた望ましい食習慣を身につけられるよう、子どもの育ちを支援していきます。</p>
18	保育その他	幼稚園と保育所を統廃合して、大規模認定こども園になるケースがたくさんあるが、保護者や子どもが置き去りにならない計画を立てる必要がある。		<p>保育所・幼稚園のあり方につきましては、地域の実情に応じて、保育・教育の実施主体である市町村により、適切に判断されるべきものと考えています。</p>
19	保育その他	市町村の積み上げを待つだけでなく、待機児童解消の具体的な数値目標を持つべき。	<p>国において平成29年6月に策定された「子育て安心プラン」に基づき、市町村と連携して、保育所等の整備による受け皿の拡大を図るとともに、保育人材確保への取り組みを行い、待機児童の解消に引き続き取り組んでまいります。</p>	

20	養育費確保	重点対策8ひとり親家庭等に対する支援の充実について、5年後の大阪府の姿に養育費の取り決めをしている割合、受け取っている割合が現在よりも上昇し、経済的に安定した生活につながりますとありますが、本当にそうでしょうか？ 養育費を受け取っていても経済的に安定していない家庭が多く、また、養育費を受け取っているからといって子どもが幸せで健全に育つかというと、そうではないと思います。面会交流が養育費のためのものであるかのような目標や取り組みは、子ども目線ではなく、違和感しかありません。 もっと、不登校、学籍不振、虐待、非行、家庭内・校内での暴力、精神病など、子どもが現在犠牲になっていることから解放された姿が5年後に記載されるべきだと思います。	「面会交流の促進」と「養育費確保への支援」については、「共同養育の推進」として、今回新たに計画へ位置付けました。今後、この計画に基づき、子どもの最善の利益が実現できるよう、相談体制の整備等を進めます。なお、面会交流についても、法律等相談事業の実施を位置づけました。この他、ご意見の趣旨を踏まえ、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。
21	面会交流	面会交流の促進について、相談だけではなく、支援事業に行政が関わっていく必要がある。 (行政が支援事業者を監督したり、教育したり、あるいは、支援事業自体を行ったりするなど)	
22	面会交流	養育費確保への支援だけに法律等相談事業の実施と記載されていますが、面会交流についても法律相談が必要であり、合わせて共同養育の推進を取り組み項目を加え、その具体的取り組みとして法律相談事業の実施を策定することが必要だと思います。	
23	共同養育	共同養育を当たり前の社会にしていくために、当事者に対する情報提供だけではなく、行政や学校など社会全体に共同養育の必要性を広く周知するとともに、人材育成も必要。	共同親権制度の導入が望ましいですが、家族制度は国の問題であり、これが実現するまでの間は、様々な事情へ配慮しつつ、子どもに対する養育の権利、義務の認識を広めてまいります。また、意見の趣旨を踏まえ、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。
24	共同養育	現行法でも、裁判中に切り離されている中でも、親権、監護権を切り離された親も有しており、また、親権、監護権を有していない状態であっても、福祉機関、教育機関、具体的には、保育園、幼稚園、各学校、行政機関のサービス提供を、裁判所も完全には無視できません。 司法と独立した行政として、各園、各学校から、書面にて双方両方の親との交流を公式に促して頂けたら、裁判所の実態である、連れ去り勝ち、切り離し支援に確実に有効な抑止力になります。 この具体的な対応が為される為の枠組みも加えて頂けたら、苦しむ親子の人権保護に直結した支えとなります。	
25	共同養育	個別の取組12 共同養育の推進の取り組み項目とその方向性について、3つめの項目として、共同養育の推進をあげることが重要であると思います。養育費確保と面会交流の促進のどちらにも共通していることですが、現在、我が国では単独親権ばかりでなく、協議離婚が認められていることも問題になっております。そうしたことを補っていくために、子どものことに関して取り決めをする際の協議を支援したり、親に早い段階から共同養育の知識を学ばせることで、子どもを虐待や貧困などから守るための防止策となると思います。	離婚協議開始前の父母に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するための親支援講座等の取組を推進することとしています。
26	共同養育	個別の取組12 共同養育の推進について、現状から見た課題として、離れて暮らす親ばかりではなく、本来支援を受けることのできる祖父母や親戚などの支援も受け手が出来なくなっている現状、また、それを助長させている行政の運用が課題であることは、議会でも何度も取り上げられていることですので、無視しないで頂きたいです。 上記に関連して、もうひとつ上げるべき課題は、子育ての孤立だと思います。まずは本当の親、祖父母、親戚が養育に関わり、支援をしていくべきだと思います。 また、課題の中に、子どもに対する養育の権利、義務の認識を広めるとありますが、子ども総合計画であるのなら、子どもの権利や離婚による子どもへの影響などを広く社会に伝えていくことが課題として加えられるべきだと思います。	
27	子どもの貧困	子どもの貧困対策の実施については市町村の姿勢に温度差があり、地域格差が生じている。オール大阪で対策に取り組むために大阪府がイニシアティブをとり、人的・財政的な援助を含め市町村を支援していくことが重要。	府としては、府内全域において子どもの貧困対策の取組が進むよう、本計画において市町村との連携を強化することとしており、取組モデルの共有や補助金による支援等により、市町村の取組を後押ししてまいります。

28	子どもの貧困	子どもの貧困はその親の貧困であり、労働政策の改善を含む府民の暮らしを支える施策を充実すべき。社会保障の拡充とともに、保育、学校給食、医療など子どもに関わる費用は完全無償とすべき。	府では、困窮している世帯への経済的支援やひとり親家庭の就労支援など、総合的に子どもの貧困対策を推進するとともに、必要に応じ国へ要望を行っているところであり、ご意見の趣旨は、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。
29	子どもの貧困	子どもの貧困率減少の目標値をぜひとも設定することが重要。	子どもの貧困率については、国において国民生活基礎調査及び消費生活実態調査の結果が示されていますが、いずれも都道府県別のデータはなく、また、子どもの相対的貧困率のみで施策の効果を図ることはできないことから、現時点で目標値を設定することは予定していません。
30	子どもの貧困	居場所につなぐ仕組みの構築は重要なので、その具体化を図ってほしい。地域において公民連携は重要な体制であり、その機運を実践交流の機会を図ってほしい。市町村との連携を具体的に図るとともに、市町村相互にも連絡の機会等、相互の関係強化と連携が図られることが望ましい。	子どもの貧困対策を進めるうえで、居場所や支援につなぐ仕組みは重要と考えており、各地域において支援につなぐ取組の充実が図られるよう、取組モデルを市町村に共有するとともに、補助金等により市町村の取組を後押しすることとしています。また、市町村担当課長会議における意見交換等、市町村相互の交流も図られるよう取り組んでまいります。
31	放課後児童クラブ	第2の待機児解消である小1の壁解消の上でも放課後児童クラブの拡充は大阪府において重要な課題と考えます。放課後児童クラブの整備・拡充をすすめるようにしてください。	事業の実施主体である市町村においては、放課後児童クラブの運営・整備が進められているところです。府としては、平成27年度の新制度スタート以降、受入れ対象児童の拡大に伴う整備について、市町村への支援を積極的に行ってきたところです。今後も、市町村が計画的な整備が行えるよう必要な支援をしてまいります。また、指導員の体制については、子どもたちに安心感を与える上で、指導員がそれぞれの子どもたちの個性や特性等を理解した上で、毎日向き合うことが重要であると認識しており、継続的な雇用が可能となるよう、引続き基準額の引上げを他府県とともに国に要望してまいります。
32	放課後児童クラブ	放課後児童クラブの「質」の問題で深刻な要因には、児童数の「大規模化・つめこみ」や、職員配置の不足があります。質の確保にむけては、大規模・詰込みを解消し、適正規模での整備を進めること、また様々な子どもたちに対応できるように指導員の確保に努め、十分な職員配置をすすめることを計画化してください。	
33	放課後児童クラブ	最も課題となっている“放課後児童支援員の確保・継続”にむけて「処遇改善」「常勤配置の推進」を含めた人材の確保・資質向上の計画を位置づけ取り組みを強化してください。	
34	放課後児童クラブ	「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実」を重点的な取り組みの個別の取り組みに位置づけ、事業拡充を推進する計画としてください。  (第2章より)放課後児童クラブについては、前期計画の検証で「○」、十分な取り組みには達していない評価です。事実、各市町村の実施状況にはまだまだ課題が山積している状況があります。  (第3章より)時代を担う子ども・青少年の育成について、2.計画の基本的視点-(1)には、「制度に分断されることのない切れめのない支援」をめざすことが掲げられ、「特に、小学校入学時と学校教育終了後の連携が重要」とされています。学童期の子どもについて言えば、小学校に次いで、最も多くの児童・家庭に必要とされている事業は放課後児童クラブです。放課後児童クラブは小学校と連携しながら、基本的視点の課題を担う重要な事業でもあります。 しかしながら、第4章「基本方向に基づく重点的な取り組み」に、「放課後児童クラブ」を充実される取り組みの推進が明確には位置づけられていません。「個別の取り組み22」子どもの居場所づくり、の中で「放課後における健全育成事業とあわせて、拡充していく必要」と文中で触れられているだけになっています。切れめのない支援の上でも、第2の待機児解消である小1の壁解消の上でも放課後児童クラブの拡充は大阪府において重要な課題と考えます。	事業の実施主体である市町村において、地域の実情に応じた放課後児童クラブの拡充に向け計画的な事業促進が図られるよう、引続き適切に支援してまいります。
35	放課後児童クラブ	放課後児童支援員の研修の充実を図ってほしい	放課後児童支援員等に対する研修については、各市町村における受講対象者数等を踏まえ、放課後児童クラブの運営に支障が出ないよう計画的に実施してまいります。また、研修の開催日・会場等については、できるだけ受講者の負担とならないよう引き続き努めてまいります。

36	放課後児童クラブ	放課後児童クラブにも多くのひとり親家庭の児童が通っている。ひとり親家庭等の支援の充実の一つの「生活面の支援」に放課後児童クラブの父母負担金の軽減に向けた助成制度の実施に加え、子育てと就業の両立ができるようさらなる充実を図っていただきたい	ひとり親家庭の放課後児童クラブにかかる利用者負担は、ほとんどの市町村において所得税非課税世帯や生活保護世帯などに対して減免措置が講じられているところ。府としても、ひとり親家庭の厳しい経済状況を踏まえ、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対する補助制度の創設を、他府県とともに引続き国に対して要望してまいります。
37	児童虐待	児童虐待の防止の中に、親に会えず苦しんでいる子の支援を加えるべきだと思います。同居親や内縁の親に殺されたり、虐待されたりしてしまっている子もいます。片親との引き離しを虐待と定義し、そうした子を救うことが、虐待防止につながります。	児童虐待については、児童虐待の防止等に関する法律により定められています。児童虐待に関する通告や子育ての悩み等については府子ども家庭センター等で対応しており、今後とも、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいります。
38	社会的養育体制の整備	里親を支える体制が不十分。人の配置(特に夜間)など家庭的養育を支えるための具体策が必要。	府では里親支援のため、子ども家庭センターから委託を受け広域的な里親支援に取り組むA型フォスターリング機関を府全域に整備することを目指しています。併せて、里親支援専門相談員を配置する児童養護施設等をB型フォスターリング機関に指定し、地域に根差した里親支援に取り組んでいただくこととしています。これらの取組みを通じ、里親支援体制の充実を図ります。
39	障がい	発達障がいの「早期発見・早期支援」をよいものだと思いますが、医療現場での過剰診断、過剰処方、そして福祉現場・教育現場での不必要な薬の推進や教養事例はたくさんあり、今後人権問題として改善・解決に取り組む必要があると思います。	発達障がいの子どもが適切かつ必要な支援にすみやかにつながるよう取組を進めていくためのご意見として承ります。
40	障がい	障がい者日中一時支援事業は利用の年齢が決められておらず、0歳からでも利用できる。実際に就学前から子どもを預かっている施設もある。日中一時支援事業は就学前の子どもを預かる場合でも特に配置基準や資格の基準がなく、食事時の窒息で子どもが亡くなるといった事故も起きている。大阪府として早急に実態を把握して、員数や資格の有無などの基準を定めるインセンティブを打つべき。	日中一時支援事業は、障がい者総合支援法の地域生活支援事業(市町村の任意事業)となっています。国は毎年市町村に注意喚起を行っていますが、府としては国に対して「乳幼児など就学前の子どもの安全確保のため、人員配置基準やガイドライン等を規定するとともに、必要な人員配置ができるよう財政措置を講じることを含めて、市町村の任意事業ではなく、全国一律の制度とすること」を要望しており、今後とも注視してまいります。
41	障がい	発達障がい児童支援の充実について、特別に記載はないが、親の離婚後、離れて暮らす親に会えない子が発達障がいと診断されるケースが多く、本来そうした子は片親疎外の可能性が高く、そうした社会背景を改善すべきであるが、現在、逆に医師が引き離しに加担したり、最終手段である薬物治療が当初から行われたりすることが横行しています。また、親自身が誤った知識や自分が楽になることを優先にして、子どもに薬を服用させるケースも多くみうけられます。そのことに関し、日本は国連から勧告を受けているにも関わらず、無視し続けている状況です。こうした問題にも、まず、社会背景を改善することを優先にするような取り組みや周知が必要だと思います。	発達障がいの子どもが適切かつ必要な支援にすみやかにつながるよう取組を進めていくためのご意見として承ります。
42	その他	家庭支援専門相談員を増やしていくべき。	家庭支援専門相談員は、児童養護施設等での5年以上の従事経験を有するなどの資格要件が必要となることから、施設職員の育成を支援してまいります。

43	その他	離婚後片親から引き離されている子が虐待に会うケースが多く、特に重大事件につながっていることが多いことから、引き離されている子どもを救済する取り組みが必要であると思います。そうした子を含め、子どもがSOSを発信できる取り組みが必要であると思います。	自分の事や親とのかかわりに関する事など子どもが抱える悩みについては、「子どもの悩み相談フリーダイヤル」(0120-7285-25)を開設し、子どもからの相談を24時間365日受け付けています。
44	その他	小学校で発達障がいの子が増えています。支援学級の子たちが給食のときなどは通常学級で過ごし、教科によっても通常学級に戻ってきます。そのため定員を超えて、通常学級で過ごすことも多いです。安心して過ごすためにも、落ち着いて指導するためにも、支援学級の子たちも、通常学級でもカウントし、定員を超えないようお願いしたい。また30人学級を希望します。	支援学級の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り、児童生徒の在籍数に基づき学級を設置するため、支援学級と通常学級の二重在籍については困難です。 支援学級在籍児童生徒数の増加や、障がいの状況の多様化などを踏まえ、府としては、市町村教育委員会と連携しながら、障がい種別ごとの学級設置の促進に努めています。 また、少人数学級については、小学校1・2年生で、35人を基準とした少人数学級編制を実施しています。令和2年度より、小学校3年生以上において、学校の実情等に応じて、市町村が少人数習熟度別指導又は少人数学級編制を選択し、より効果的な指導が進められるようにします。
45	その他	妊婦や親子連れなどに配慮したまちづくりのため、市町村と連携して歩道の整備を行ってほしい。	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(いわゆるバリアフリー法)等に基づき、市町村と連携して歩道の整備を進めていきます。
46	その他	子どもの受動喫煙の危害防止の具体策が抜け落ちているように思います。大阪府受動喫煙防止条例等に、家庭内、同室内、自動車内などでの受動喫煙防止は入っておらず、子どもらの健康と健全育成のために、こららの観点を盛り込んで欲しい。子どもらの利用する、観覧場、運動施設、動物園、植物園、遊園地、公園などでの禁煙規定も盛り込んで欲しい。	改正健康増進法において、施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならぬとされています。また、同法で喫煙エリアへの20歳未満の者の立入は禁止されており、お示しの小規模事業者にも適用されます。 大阪府受動喫煙防止条例においても未成年が喫煙可能場所へ立ち入らせないよう府民、保護者の責務を規定するとともに、大阪府子どもの受動喫煙防止条例でも、住居等の生活空間や、公園等の公共空間で、子どもの受動喫煙をさせることのないよう努めることは社会全体の責務としています。 本計画において、その他子育てを支援する取り組みの推進として「受動喫煙防止の推進」を位置付けており、改正健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例及び大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止対策を推進してまいります。
47	その他	府営公園をはじめとした公園など子どもの遊び場を敷地内禁煙にし、受動喫煙対策も講じて欲しい。	
48	その他	こども110番の家においても受動喫煙対策を講じて欲しいと思います。例えばこども110番の家の札を掲げても昼間営業している小規模な事業者は店内が禁煙でないケースが多いように見受けられます。安全な避難所として使用出来ません。	
49	その他	「初めからタバコを吸い始めないことの大切さを伝える」といった子どもの時からの教育、啓発が大切。	未成年の喫煙をなくすための取り組みについては、第3期大阪府がん対策推進計画に基づき、小・中・高等学校等における喫煙防止教育等に努めているところであり、引き続き関係機関と連携し取り組みを進めてまいります。
50	その他	これからの人口減少社会において、「人生前半の社会保障」の強化こそ地域での経済活性化の点からも必要。例えば高等教育と就学前教育の私費負担への支援強化をはじめ、若い世代への大阪府独自の対策を検討して実施してください。	府では、私立高校授業料の無償化を行うとともに、令和2年度より、大阪府立大学・大阪市立大学・府大高専の授業料等の無償化を実施することとしており、ご意見の趣旨は、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。